

第6節 広報

I 報道対応（資料2-6-1～2参照）

金融庁が、透明かつ公正な金融行政を遂行していく上では、金融庁における様々な取り組みをタイムリーに、かつ、分かりやすく国民に情報提供していくことが重要である。

特に国民への情報発信の中心となる記者会見については、金融庁発足後（但し、平成13年1月5日までは、金融再生委員会において実施）、大臣記者会見を毎週火・金曜日、長官記者会見を毎週月曜日（但し、平成12年12月まで隔週木曜日に次長（当時）が会見）に合計96回実施しており、その概要については、金融庁ホームページ（<http://www.fsa.go.jp/>）に掲載している。また、重要かつ社会的影響が大きいと思われる案件については、報道機関を通じ、当局から国民に対し説明を行っている。

なお、報道発表した資料については、ホームページへの掲載も行っている（合計278回）。また、金融のグローバル化の観点から、バーゼル銀行監督委員会等の国際機関における金融に係る指針や提言等についても、その仮訳をホームページに掲載している（合計11回）。

II 広報活動

広く国民に、金融庁の施策の内容、必要性、背景等を知っていただき、これによって国民の理解と協力を得られるよう、以下のような媒体を通じて積極的な広報活動を行っている。

1. ホームページの拡充

平成12年7月3日、金融監督庁と大蔵省金融企画局のホームページを引き継ぎ、金融庁のホームページを設置した。それ以降、「消費者情報コーナー」「行政手続のご案内等」「採用コーナー」等の項目別コーナーの設置、金融再生委員会廃止（平成13年1月）以降における経営健全化計画等の掲載、及び率直な質問・疑問に答えるコーナー（「金融早わかりQ&A」）の設置等、ホームページコンテンツの拡充を図ってきた。

また、当庁の政策意図等を発する場として、ホームページに専門のコーナー（「広報コーナー」）を設け、平成12年8月に第1号を掲載し、それ以来原則として月一回通算10号を掲載した（資料2-6-3参照）。

2. 金融庁パンフレットの発行

金融庁設置に伴い、金融行政に関心のある方に対し、金融庁が行っている業務内容についてわかりやすく説明できるパンフレットを作成した。パンフレットは金融庁、各財務(支)局、財務事務所に配布し、金融庁のホームページにも掲載した。

3. 政府広報(資料2-6-4参照)

金融庁の施策を、国民に広く理解してもらう目的で、政府広報を通じて新聞・雑誌等への掲載を行った。また、来年のペイオフ解禁に向けた広報活動にあたり、国民の理解度等を把握するため国政モニターの活用を開始した。